

譲渡性預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書表面に記載の満期日以降に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、証書表面記載の預入日から満期日の前日までの日数および利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。
- (3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記3の(3)の①、②のAからGおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記3の(3)の①、②のAからGまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4. (譲渡)

- (1) この預金の利息は、利息とともにのみ譲渡することができます。その元金の一部を譲渡することはできません。
- (2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。
 - ① 当行所定の譲渡通知書に、譲渡人の届出の印章による記名押印ならびに譲受人の記名押印をしたうえ、確定日付を付し、これを遅滞なく証書とともに取引店または証書表面記載の取扱店に提出して下さい。なお当該譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。
 - ② 当行は、当該証書に譲渡についての確認印を押印のうえ返却します。
- (3) この預金は、後記①から③の一つにでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、後記①から③の一つにでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当行は、この預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が後記②または③に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、預金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。
 - ① 預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合
 - ② 預金者、譲渡人または譲受人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金を質入れする場合には、前記(1)から(3)が準用されるものとします。

5. (預金の解約)

(1) この預金は満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を満期日以降に解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して取引店または証書表面記載の取扱店に提出して下さい。

6. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店または証書表面記載の取扱店に届け出てください。この届出の前に生じた損害について、当行は故意または過失(消費者でないお客様に対しては重過失に限り)がある場合を除き賠償責任を負いません。

(2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

証書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失(消費者でないお客様に対しては重過失に限り)がある場合を除き賠償責任を負いません。

8. (譲受人に対する規定の運用)

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 前記5.にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することが出来ます。なお、この預金に、預金者(この預金の譲受人も含みます。以下本条において同様とします。)の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には

充当の順序方法を指定のうえ、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して直ちに当行に提出して下さい。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到来した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2021年5月1日現在